

平成30年度 社会福祉法人椎の木会
児童養護施設 聖智学園事業計画書

1. 施設の基本理念

聖智学園においては、「児童福祉法」「児童憲章」並びに「児童の権利に関する条約」の基本理念に基づいて、子どもたちの最善の利益を実現し、また、子どもたちの権利擁護を図りつつ、「個性豊かで心たくましく思いやりのある人間として育つ」ことができるように支援していきます。

2. 事業概要

(1) 施設運営方針

法人及び施設を維持、発展、強化していくためには、地域の方々や社会の支持が必要不可欠であり、高い公共性を理解していただくことが何よりも大切です。このため、施設としては、地域との交流、ボランティアの受入れ（活動の場の提供）、関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、積極的な情報開示、情報提供に努め、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理、会計処理を行い、児童福祉の担い手として高い信頼性を得るように努めていきます。特に、平成28年3月の社会福祉法改正でガバナンス（組織統治）の確立、公益性・非営利性の徹底、国民に対する説明責任及び地域社会への貢献といった社会福祉法人が備えるべき本来の役割を果たすことがこれまで以上に強く求められることになりました。

社会的養護については、平成29年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（座長：奥山眞紀子 国立成育医療研究センターこころの診療部長）から「新しい社会的養育ビジョン」が発出されました。平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されました。この改正法の理念を具体化するため、このビジョンでは、①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進めることとしています。

なかでも、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目標に里親委託率50%以上を実現する（平成27

年度末の里親委託率（全年齢） 17.5%）というような具体的な数値を示していません。

このように、社会的養護が里親にシフトしていく中で、児童養護施設は大きな転換期を迎えることとなります。戦後、綿々と続けられてきた措置制度における代替養育機能をより専門的により高度化する必要があります。具体的には心理職のアセスメント能力を向上させ、その子どもの特性を見極め、適切な処遇方針により処遇を行います。また、今まで行ってきた心理的なアプローチを体系化し、処遇困難な子どもへの心理療法スキルを充実させ、コモンセンスペアレンティング（CSP）を取り入れ、内部研修などにより処遇職員の処遇能力の向上を図ります。

また、将来的な児童家庭支援センター設置に向けて、相談機能を充実し、市町村と連携し要保護児童への養育指導を行うことを目指します。同時に、包括的な里親支援機関（フォスタリング機関）として里親のリクルート、研修、支援など里親養育を推進していきます。

平成29年度には大阪府社協による2回目の第三者評価を受審しました。特に良いと評価いただいた点は、自己評価と迅速な課題解決の取り組み・地域福祉ニーズへの対応・学習指導の充実等が高く評価されました。一方、改善が求められる点としては、リスクマネジメント体制の整備として、ヒヤリハット事例（事故に至らない事例）のさらなる取り組みとともに、定期的な話し合いの中で、生活のリスクや子どもの安全への具体的な点検、職員の意識の向上、その記録化が求められており、今後改善していきます。

(2) 施設運営

① 児童養護施設の運営

- ・定員42名

聖智学園（定員30名）

地域小規模児童養護施設「グループホームまほろば」（定員6名）

地域小規模児童養護施設「グループホームあすなろ」（定員6名）

- ・職員 合計32名（うち、まほろば3名、あすなろ4名）

② 子育て短期支援事業

- ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業

③ 保育士養成校 平成30年度施設実習予定

兵庫大学（6月 1名） 親和女子大学（10月～11月 2名）

④ 里親支援（里親支援専門相談員による家庭訪問・電話相談・レスパイト）

在籍児童の内訳（平成30年4月1日予定）

【聖智学園】定員30名

区分	幼児	小学校							中学校				高校				計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
男	2	0	0	1	1	0	2	4	3	4	0	7	1	2	0	3	16
女	2	0	1	0	3	3	1	8	0	0	1	1	1	2	0	3	14
計	4	0	1	1	3	2	3	12	3	4	1	8	2	4	0	6	30

【まほろば】定員6名

区分	中学校				高校				計
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
男	0	0	1	1	1	2	1	4	5

【あすなろ】定員6名

区分	中学校				高校				計
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
男	0	0	0	0	0	2	2	4	4

※一時保護 中3男子 1名

3. 重点目標

新しい社会的養育ビジョンでは、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の**小規模化・地域分散化・高機能化**をポイントとしている。同時に、施設養育に**高度な専門性**が求められことも示されている。そして、平成30年度には都道府県推進計画の見直しが予定されており、その骨子としても同様な点が施設に求められている。

以上より、平成30年度は以下の点を重点目標とする。

(1) 治療的養育の推進

家庭で虐待やネグレクトなどの不適切な養育を経験し、主たる養育者との分離や喪失の経験により起因するトラウマ関連障害やアタッチメント（愛着）に関する問題を抱えた子どもたちに対して、行動上の問題や精神的心理的問題の解消や軽減を意図しつつ生活支援を行う治療的養育を推進する。

そのためには、心理療法士によるスーパーバイズのもと処遇職員の処遇スキル向上が必要である。同時に心理職と処遇職員の密接な連携が不可欠であり、職員朝礼で子どもたち一人一人について処遇面と心理面から処遇方針を検討する。

(2) 職業指導、リービングケア及びアフターケアの強化

社会で自立していくためのリービングケアを目的に、グループホームあすなろにおいて、卒園を1～2年後に控えた高校生が食事や洗濯、身のまわりの整理など日々行うことでスキルを身につけている。グループホームまほろばでは特別支援の子どもたちについて社会生活技能訓練（SST）を中心に生活スキルを身につける。また、本園

でもユニットを中心に調理や洗濯、掃除などの生活力の向上を図る。

アフターケアについては、OB会を開催するなどして退所者の現況の把握につとめたい。また、本園にアフターケアの窓口の設置をはじめ、施設退所後の就労を含む生活状況を見守り必要に応じた支援を行うことで、職場への定着を図り社会的自立を促す。

(3) 学習指導の充実

「公文式教育」を3年間行ってきたが、学力の向上だけではなく学習習慣や学習態度の確立からも今後も継続していきたい。さらに、小学生のみならず中学生や特別支援学校の子どもたちの基礎学力向上につながっており、積極的に取り組んでいきたい。その他、学習塾を今以上に活用して学力向上を図り、高校進学率の向上を目指したい。

また、一時保護やショートステイで学校へ行けない子どもたちの学習支援プログラムを構築する。

(4) 性教育の実施

施設内に起こり得る性的な問題の対応について職員間で共通理解を図る。外部講師を招聘し、職員に対しての講習会を実施し、子どもへの指導方法についてすべての職員が指導が行えるようにスキルの共有化を図る。

平成29年度に引き続き子どもたちを性別・年代別・特性別に分類し、ロールプレイなどを用いながらきめ細かい性教育を実施する。

(5) ライフストーリーワークの実践

子どもたちはなぜ自分が施設で暮らしているのかを納得できていないことが多い。そのために気持ちが不安定になり、深い喪失感に苛まれるケースがよくある。子どもの現在の状態を総合的に判断して、入所前の生活史を共有することが、子どもの最善の利益となる考えられる場合には特別な機会を設けて子どもと振り返りを行う。

こうした場面においては「今まで言えなかったことを表現できた」というだけではなく、大人が子どもの歴史を共に振り返っていくことが、子どもたちにとって意味のある体験として感じられる。そして、「自分にはこれまで大変なことが色々あったけど、それを乗り越えて生きてきた」「自分を支えてくれる人がいた」、と子ども自身が思えることが大切である。

また、施設での子どもたちの歴史を記した「ライフ・ブック」として、子どもたちの育ちアルバムの作成を子どもと職員が一緒に行う。入所するまでのライフストーリーワークと施設での育ちのアルバムが一つにつながり、子どもたちが自身の存在意義を高め、自分を大事にする自己肯定感の醸成につなげる。

(6) 心理療法士による治療的養育および専門性の向上

児童養護施設の心理療法担当職員の業務として、①対象児童等に対する心理療法②対象児童等に対する生活場面面接③施設職員への助言及び指導④ケース会議への出席となっている。新しい社会的養育ビジョンで示された職員の専門性の向上および高

度化について、心理療法担当職員が果たす役割は大きい。つまり、今後、さらに処遇困難な子どもたちを養育するうえで、治療的な養育スキルを処遇職員が持たないと、子どもたちの生活を維持していくことはできない。

具体的には、心理療法担当職員による治療的な心理療法やコモンセンスペアレンティング（CSP）などのプログラムを取り入れ、生活場面での子どもたちへの言葉かけのスキルを向上させる。また、断片化した記憶を顕在化した記憶に変換し、過去のトラウマ体験をそれまでの成育史の中に位置づけ、一貫した物語として再構成していくナラティブ・エクスポージャー・セラピーをライフストーリーワークの一環として行う。

平成30年度から国家資格である公認心理師制度が始まり、心理資格が公的なものとして位置づけられることになった。これにより、心理療法担当職員による発達検査が公的なものとして扱われることを期待するとともに、アセスメント機能を強化するうえで、処遇職員による行動診断とともに積極的に実施する。

(7) 職員の専門性の向上

虐待を受けた子どもだけでなく、近年、発達障害や反応性愛着障害を有する子どもが増加しており、処遇困難なケースが多くなっている。こうした現状での養育には、子どもたちと職員の良い関係の構築や性的問題や暴力防止への仕組みの整備が重要な課題であり、養育を担う職員により高い専門性が要求されている。

また、小規模ユニットケアの活用や地域小規模児童養護施設の運営においては、職員一人ひとりの力量が問われ、単純に職員数の増加だけで対応でき知識・技術・経験に裏打ちされた養育が必要とされるので、職員のスキルアップを図り、専門性を高めるための研修を実施する。

(8) 地域交流及び地域の子育て支援

社会福祉法の改正で社会福祉法人の使命として地域貢献が謳われている。また、平成28年度から兵庫県の補助事業で「子育てママ支援事業」が実施され、児童養護施設の持てる専門性を活かし、地域の子育て中の親子にアプローチしてきた。今後は、地域の相談機能を向上させるために、児童家庭支援センター設置に向けた要望を淡路市や兵庫県に行いたい。

(9) 里親支援

平成27年度4月から里親支援専門相談員が配置された。淡路島には16組の里親さんがおり、委託されているのは7組である。国の方針では、今後施設養育から家庭養育へと社会的養護をシフトしており、施設はフォスタリング機関として里親支援を行うこととしている。支援の内容としては、家庭訪問・レスパイトケア・関係機関の調整等がある。

(10) 子どもたちの心を育む

子どもたちの心を豊かに育むため、サッカークラブなどの運動や音楽など文化創造

的な時間を設けている。平成30年度はさらに子どもたちの要望を聞いて、すべての子どもたちが参加できる余暇時間の利用に取り組みたい。

長期休みには三宮などに出向き、自分の衣服を自分で選んで購入するなど、子どもの自主性や社会性を身につけたい。

(11) 障害の理解と対応

児童養護施設の子どもたちのおよそ3割には何らかの障害があるといわれている。そして、その障害の種別はさまざまであり、子どもたちを養育していくうえで、障害を理解しないと子どもたちの生活に寄り添うことはできない。そのために、積極的に外部研修に参加し、その見識を職員で共有したい。

また、教育・医療とも連携し、子どもたちの生活しづらさを少しでも解消していきたい。

(12) 施設のリスクマネジメント

施設ではさまざまなリスクが内在する。子どもたちが安心して暮らすためには、事前にリスクを回避する方策をとらねばならない。これまでも重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例の発見であるヒヤリハットを活用してきたが、今後はさらにリスクの大きさにかかわらず小さい事例についても、ヒヤリハットとして職員間で共有しリスク低減につなげたい。

また、施設長、中間管理職について、外部講習の受講などによりリスクマネジメントを習得する。

(13) 職員のメンタルヘルスケア

私たち施設職員は不適切な対応により陥るリスクを想定し、リスクマネジメントを行いながら養育している。それでもなお、不適切な対応に陥ってしまうのは、子どもの中には、力による支配・自己肯定感の欠如・承認欲求や依存傾向の強さ・愛着障害など入所前の不適切な養育環境に適応してしまったという特徴を持つ子どもが多い。

このため、子どもは新しい養育者である職員に対し、挑発的とも感じる言動や執拗な要求・試し行動・大人への拒否感や否定的感情などさまざまな行動を表現する。また、保護者への対応にも苦慮する場面があり、職員自身が日々ストレスにさらされ、やがてはバーンアウトする可能性もある。

対策としては、常にチームで養育し、系統だった組織により若い職員に負担をかけないようにする。また、職場内で気軽に相談できる組織にするため、若い職員と主任の間に副主任の職位を設け、一人で問題に対処しなくて済むようにする。さらに、外部から施設長経験者を招聘し若い職員へアドバイスを行っていただく。また、副施設長（臨床心理士）をスーパーバイザーとし、子どもの処遇や親の支援について職員のスーパーバイズを行う。また、同時に施設長、副施設長により職員のメンタルヘルスケアを積極的に行う。

5. 養育支援計画

(1) 基本目標

- ① 子どもの成育歴等を把握し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めて養育支援する。
- ② 子どもと共に生活していく中で、素直な甘えや安心感を引き出せるよう養育支援する。
- ③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動できるよう養育支援する。
- ④ 子どもの発達段階や施設での生活、学校適応状況を考え合わせ、適切に養育支援する。
- ⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、社会規範及び様々な生活技術が習得できるよう養育支援する。
- ⑥ 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール「しなければならないこと」と「してはいけないこと」を理解できるように説明し、責任ある行動がとれるよう養育支援する。

(2) 年間目標

項目ごとに支援方法を設定し、生活の向上と充実に向け養育・支援に取り組む。
生活・・・日課と生活規範を徹底し、豊かな人間関係、正常な生活習慣と感覚を育んでいく。

学習・・・各学校との連携を密にするとともに、基礎学習と学習遅滞児童の指導に留意点を置き、公文式学習の意欲を培っていく。

環境・・・居住環境等の整理整頓をこまめに行い、常に清潔感を保ち、思いやりの心の高揚を図り、潤いと活気に満ちた環境を醸成していく。

健康・・・自分の健康に関心を持ち、屋外活動を積極的に行い、規則正しい生活を通して清潔で丈夫な身体を育んでいく。

食事・・・食育指導により食品から料理になるまでの過程に関心を持ち、楽しく食事をとれるようにする。収穫の恵みに感謝する心を育てる。

文化・・・児童養護連絡協議会主催の「みんなの文化祭」への参加や、図書、音楽等の積極的利用を図り、豊かな心情と向上心を育てる。

運動・・・児童養護連絡協議会主催の各種大会や学校の部活動、地域行事等の活動を通して連帯感を育み、心身の健全な発達を養成する。

防災・・・避難訓練を毎月計画的に実施し、防災と安全意識を高め、年齢相応の役割分担を学び、日々の生活の中に根付かせていく。

進路・・・中学・高等学校卒業後の進学や就職に向け、早い時期から目標を設定し、可能性を最大限に引き出せるよう援助していく。

地域・・・地元町内会や子ども会等との交流を深めるとともに、積極的に社会参加し、地域の一員であるとの意識が育つよう援助する。

(3) 個別養護計画

子どもたちに安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ養育し、子どもたちの心身の健やかな成長とその自立を支援する。

年齢区分	生活指導	学習指導	家庭環境調整及び職業指導
幼児	日常生活の基礎を学び、習慣づける。トイレトレーニングを行い、排泄の自立を促す。食事のマナーの基礎を学ぶ。	4歳までは施設内で、絵本や音楽に親しみ、文字やリズムなどを習得する。5・6歳は幼稚園に通園し、集団行動・社会性を学ぶ。 発育に遅れのある子どもは、児童発達支援による療育を行う。	各々の家庭の状況を把握し、家庭支援専門相談員を中心に親の生活基盤の安定をめざし、子どもたちが早期に家庭復帰できることを目指す。また、親子関係が途切れることのないように、親との連絡を密にとりながら、子どもへの関心が薄れることのないように、子ども家庭センターと連携をとりながら支援していく。
小学生 低学年	身のまわりの整理整頓の基礎を学び、食事、あいさつ、言葉遣い等のマナーを身につけるようにする。	自主学習（音読、漢字、計算、宿題など）や公文学習等により学習習慣と基礎学習を身につける。	中学生については職業選択の基礎を学び、どのような職業があるのか、自分はどのような職業につきたいのかを考える。 高校生については、自分自身状況を把握し、将来の進路を考える。
小学校 高学年	身の回りの整理整頓ができるようにする。人の気持ちがわかる、思いやりのある心を育てる。	日々の学習を積み重ね、学習に対する意欲を育てる。公文学習を通じて、基礎学力の向上を図る。	
中学生	身の回りの整理整頓の確立、基礎体力の向上を図る。相手の気持ちを思いやる心を育てる。自分の立場・役割を理解する。	日々の学習を疎かにせず、また、公文学習や通塾による学力向上を図り、高校に進学できるようにする。	
高校生	社会に出る準備段階として、日々の生活を充実させ、健康管理ができるようにする。地域小規模児童養護施設にてリービングケアを行い、自立に向けた訓練をする。	日々の学習を疎かにせず、また、公文学習や通塾による学力向上を図り、目標を実現できるようにする。	

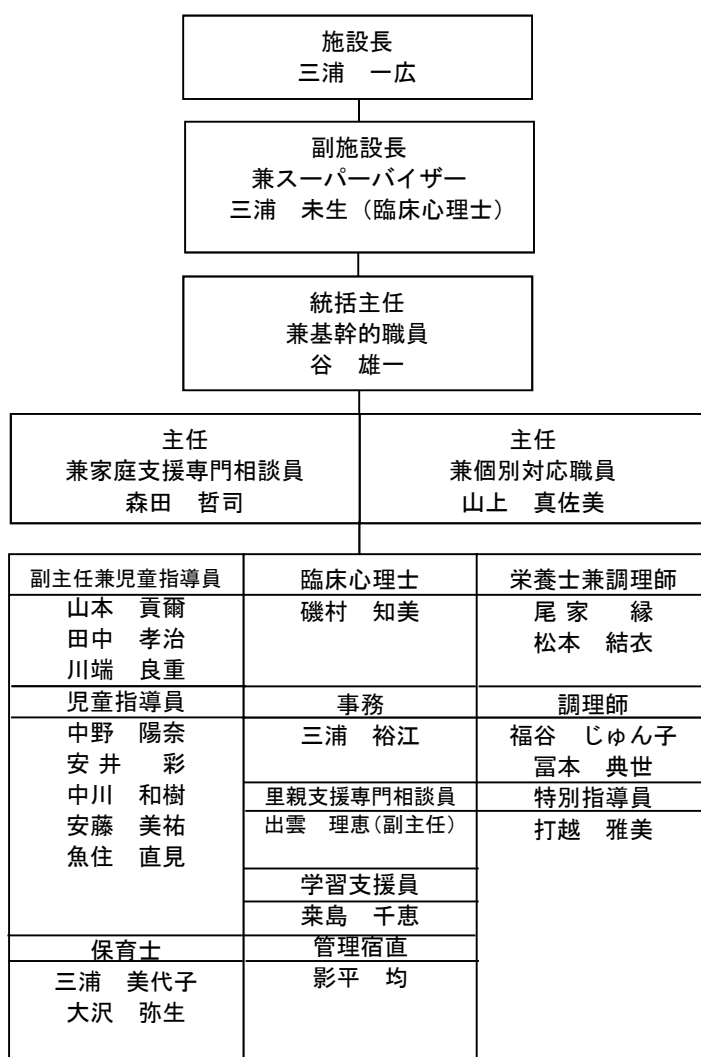
7. 児童行事

月	行 事
4 月	入学式
5 月	おい集まれ！こいのぼりの集い（明石公園）
6 月	サッカー大会（三木山総合公園）
7 月	キャンプ（1泊2日）
8 月	地域交流夏祭り（園庭）
9 月	サイクリング
10 月	バレーボール大会（洲本文化体育館）

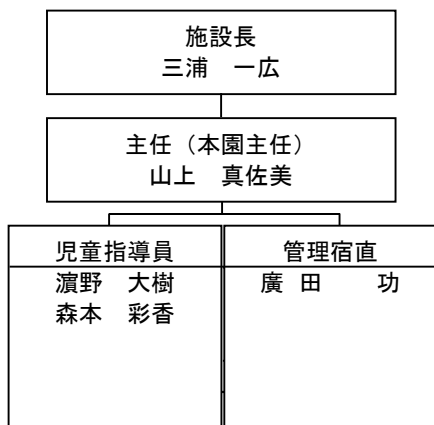
11 月	みんなの文化祭（明石市民会館）
12 月	クリスマス会（学園）
1 月	正月
2 月	節分・ドッジボール大会（洲本文化体育館）
3 月	卒業式・卒園式

8. 組織図

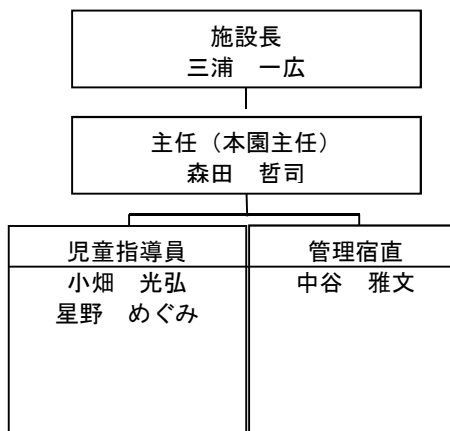
【聖智学園】



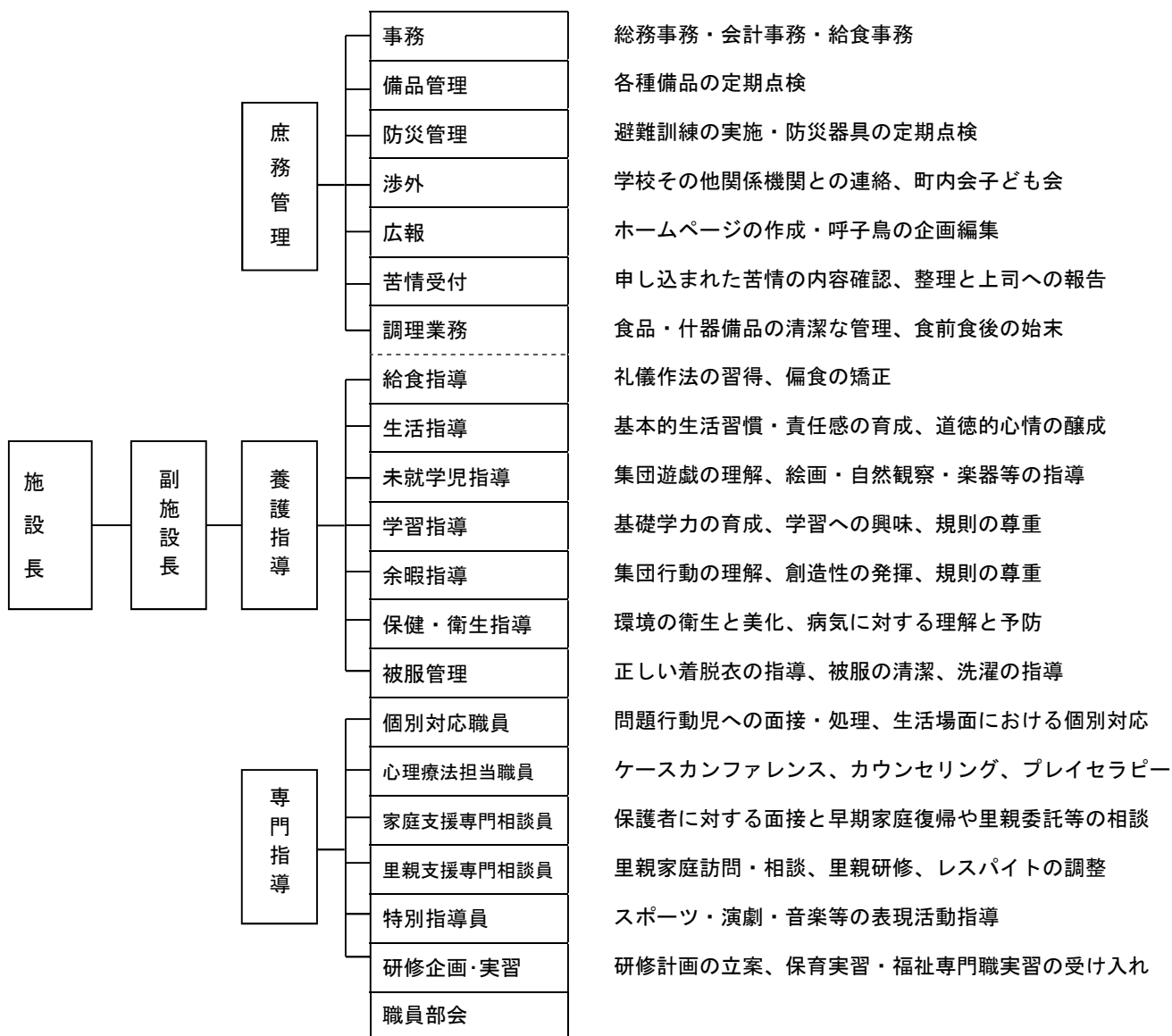
【グループホームまほろば】



【グループホームあすなる】



9. 業務分担



10. 処遇（勤務）体制

職種	勤務区分	時間帯	勤務時間 (休憩時間を含む)
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	
児童指導員 保育士	早	6:30~15:30	6:30~15:30
	遅	12:30~21:30	12:30~21:30
	断続	6:30~9:00 15:30~21:00	6:30~9:00 15:30~21:00
	日勤	7:45~16:45 8:30~17:30 10:00~16:00	7:45~16:45 8:30~17:30 10:00~16:00
栄養士 調理員	早	6:00~15:00	6:00~15:00
	遅	10:30~19:30	10:30~19:30
事務員	日勤	8:30~17:30	8:30~17:30
管理宿直	断続	21:00~8:00	21:00~8:00

11. 研修計画

【目的】

1. 児童養護施設職員としての各々の職種に応じた基本的知識・技能を身に付ける。
2. 職員それぞれが個人の能力特性を生かし、高い専門性を身に付ける。
3. 職員としての資質向上を行う。

【当面の諸課題を解決するための研修】 通年実施

- ・ リービングケア及びアフターケア
担当 三浦一広
- ・ 学習指導の現状と課題、その対策
担当 中川・中野
- ・ 性教育・性的問題への対応について
担当 山本・磯村
- ・ ソーシャルワーク・親子関係の再構築
担当 谷・森田・山上
- ・ 育ちアルバム・ライフストーリーワーク
担当 川端・出雲

【法人としての職員研修】

OJT

1. 社会福祉施設の運営 三浦一広
2. 新しい社会的養育ビジョン 三浦一広
3. 先輩職員から伝えたいこと (3回)

- ①管理職 三浦一広
対象 全職員
- ②主任 谷・森田・山上
対象 経験3年～5年の職員
- ③副主任職員 田中・山本・川端・出雲
対象 新任職員
- 4.障害の理解と援助のあり方 三浦未生
- 5.子どもの権利擁護 三浦一広
- 6.リスクマネジメント 三浦一広

Off-JT

- 1.全国児童養護施設長研修協議会
- 2.西日本児童養護施設職員研修協議会
- 3.近畿児童養護施設職員研修協議会
- 4.フレッシュマン研修（兵庫県児童養護連絡協議会）
- 5.中堅職員研修（兵庫県社会福祉協議会）
- 6.SBI研修
- 7.子どもの虹情報研修センター
- 8.調理員研修（兵庫県洲本健康福祉事務所）
- 9.相談援助に関するもの
- 10.被虐待児のケアに関するもの
- 11.性的な問題に関するもの
- 12.発達障害に関するもの
- 13.学習指導に関するもの
- 14.心理療法に関するもの

【合同検討会】通年実施

- 1.家庭的養護を推進していく中で、小規模ユニットケアを有効に活用方法について
- 2.子どもの権利に関する学習
- 3.施設内虐待防止について
- 4.自立に向けた携帯電話の使用法や金銭感覚の身につけ方などのプログラム

12. 防災・安全対策計画

月	点検・検査	教育	訓練
4		火災報知設備操作盤説明（職員）	
5	消防用設備点検		地震避難訓練
6	害虫駆除		津波避難訓練
7		自転車交通教室	地震避難訓練（夜間）
8			地震火災発生避難訓練
9			総合防災訓練
10			火災通報避難訓練
11			社会福祉施設防災の日訓練
12	消防用設備点検	防災教育（児童・職員）広域消防	火災、避難・消火訓練
1			地震避難訓練（夜間）
2			緊急地震速報対応訓練
3		自転車交通教室	火災避難訓練
備考	電気保安全管理 ：毎月 建築物定期調査： 2年毎		

13. 防犯計画